

令和5年第5回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第80号	上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	行政イノベーション課	1
議案第75号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第3号)		2

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第80号
提出課	行政イノベーション課

上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

1 制定理由

行政手続における利便性向上等を図るため、情報通信技術を活用した申請や処分通知、使用料の納付等を行うために必要となる事項を定めるもの

2 主な規定内容

- (1) この条例の対象となる機関等は、市長その他の執行機関、議会、ガス水道局又はこれらに置かれる機関等とする。（第2条関係）
- (2) 条例等により、市の機関等に対して書面等により行うこととされている申請等について、オンラインにより行うことができることとし、オンラインにより行われた手続は、当該申請等に関する個別の条例等に規定する方法で行われたものとみなすものとする。（第3条関係）
- (3) 条例等により、使用料、手数料等（以下「使用料等」という。）の納付の方法が規定されているものについて、オンラインにより申請等を行う場合には、使用料等の納付方法について、オンラインによる納付ができることとする。（第3条関係）
- (4) 条例等により、市の機関等が書面等により行うこととされている処分通知等について、オンラインにより行うことができることとし、オンラインにより行われた処分通知等は、当該処分通知等に関する個別の条例等に規定する方法で行われたものとみなすものとする。（第4条関係）
- (5) 条例等において市の機関等が書面等を縦覧することとしているものについて、コンピュータ等の電磁的記録に記録されている事項の縦覧又は当該事項を用紙に出力したものの縦覧をもって代えることができることとする。（第5条関係）
- (6) 条例等において市の機関等が書面等を作成し、又は保存することとしているものについて、コンピュータ等を利用して電磁的記録により行うことができることとする。（第6条関係）
- (7) 条例等において申請等に際し添付することが規定されているものについて、個人番号カードの利用その他の措置により、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととする。（第8条関係）

3 施行期日

令和5年10月1日

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第75号
提出課	行政イノベーション課

歳出科目 (P24~P25)	2款1項17目	情報政策費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
情報システム事業	735,540	1,738	737,278

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,738	使用料及び賃借料	1,738

【補正理由】

行政分野においても利活用が期待される文章生成AI技術について、行政事務への活用の効果や課題、効率的な運用方法を検討するための、試行に要する経費を増額するもの

【補正内容】

○ChatGPT（文章生成AI）のチャットボット機能の試行導入 1,738

令和4年度から導入している自治体用のビジネスチャットのオプション機能として提供が開始されたChatGPTのチャットボット機能について、本年7月31日から無償トライアルを活用し試行を開始しているが、有償化される10月1日以降も試行を続け、効果検証を実施する。

・試行導入における活用方法等

文書生成AIは、通知文等の文書作成の支援や、企画のアイデア出し、文書校正の補助、議事録の要約、関数等の作成等の様々な利用が想定されており、活用事例等を職員に周知しながら、業務での活用効果や課題を検討していく。

試行に当たっては、法令遵守の観点から入力する情報に機密性の高い情報を使用しないことや、生成物の根拠を職員が確認するといった、使用上の注意点をまとめたガイドラインを策定しており、適切な利用の徹底を図っている。

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
使用料及び賃借料	電子計算機等借上料	487,664	1,738	489,402